

令和2年度長井市コロナ対応経営計画支援事業費補助金

【募集要領】

ウィズコロナの経営環境下において、新たな経営計画を立案・実施する地域製造業者等を支援するため、必要な経費の一部を補助します。(事前審査があります。)

1 募集の対象となる方、対象となる事業

長井市内で、製造業を営む中小企業等の事業主が、長井商工会議所が指定する外部専門家等(中小企業診断士等)の指導助言の下、新たな経営計画(事業計画を含む)を立案し、その計画に基づき実施する事業のうち、下記の項目に該当するもの。

- (1) 外部専門家等の指導助言の下、新たな経営計画の立案にあたり、企業訪問、打合せ、会社の財務状況の情報提供等、真摯に対応できるもの
- (2) 次の欠格事項に該当しておらず、関係法令または公序良俗に反することなく、地域社会に寄与するものであること。
 - ア 国税または地方税の滞納があるもの。(ただし、課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く)
 - イ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。
 - ウ その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの。

2 大まかな本補助事業の流れ

- ① 申請 (対象事業者から所定の申請書類を長井商工会議所へ提出)
- ② 書類審査 (複数の外部専門家等による書類審査)
- ③ 交付決定 (予算の範囲内での補助対象事業者を決定、併せて外部専門家等を指定する)
- ④ 事業実施 (外部専門家等の指導助言の下、新たな経営計画・事業計画の立案 ⇒ 事業実施)
- ⑤ 実績報告・請求 (補助対象者から実績の報告、証拠書類等の提出)
- ⑥ 補助金支払い (長井商工会議所から補助金支払い(振込))

3 事業実施期間、経費等

- 事業実施期間は、交付決定日 ~ 令和3年3月15日(月)となります。交付決定日は、11月上旬を予定。
- 外部専門家等の指導の下立案した経営計画に基づく事業に係る経費のうち、次の経費が補助の対象となります。

- (1) 使用目的が自社の主たる事業のうち、「ウィズコロナ対応・アフターコロナを見据えた対応のための経費」とであると明確に特定できる経費で、次ページ以降に記載の経費。
- (2) 補助対象期間内の対価の発生かつ支払の経費。
- (3) 領収書等、証拠書類によって金額、購入した内容等が確認できるもの。
(その他、支出内容によっては他に追加資料や説明を求めることがあります。)

《対象経費の注意点》

- ・リース料など月々定額でかかるランニングコストは、助成される月数分(最大6ヶ月分)が上限で、「3 助成対象となる期間」内の対価および支払のもの。
- ・本補助金の性質上、決済方法については、「振込」による支払いを原則とします。(本補助対象期間に限る)

【経費区分ごとの注意点】

- ・土地、建物など有形固定資産の取得は対象外。
- ・仕入費用(材料、商品等)および直接売上に転嫁されるものは対象外。
- ・接待交際等の飲食、茶菓代は対象外。
- ・支払の際の振込手数料は対象外(支払先によっては振込手数料差引での支払可の場合もあるが、その際は、差し引いた額が対象経費となる)。
- ・営業権や特許権等工業所有権などの無形固定資産の取得は対象外。
- ・公共料金の督促手数料、リース料金の延滞手数料等、本体・対価以外の部分は対象外。
- ・設置、設定費用、保守料、保証料など本体以外の部分は対象外。
- ・購入する物品(サービス)を通常より取り扱っており、その業を営んでいることが「明確な」事業者からの購入。

補助上限：100万円

補助率：2／3

(科目ごとの内容、支払い例、留意点)

添：請求書、領収書以外に別途書類が必要なもの

経費区分	内 容
リース料	事業運営の上で必要となる設備等のリース料
機械設備費	機械及び装置、給排水設備等(移転できない設備に限る) 添・・・領収書は総額のを添付。設備写真を添付。
工事費	工場内レイアウト変更等の工事費用 添・・・領収書は総額のを添付。改善前後の写真を添付。
備品費	備品、ソフトウェア等で税込10万円未満のもの (減価償却資産とならないもの) 注) 対 象 単価が税込で1万円以上10万円未満の事務用品、備品、ソフトウェア等 (ただし従業員数や従事度合での判断となる。(例)従業員1名→パソコン5台購入は不可) 対象外例 保守料、設置費用(本体以外のもの) 添 税込5万円以上のものについては設置状況の写真(現物確認を行う場合もあり)
研修費	社員の育成に係る研修費用(講師謝金・旅費、資料費、練習等に係る材料費等) 注) 講師謝金・旅費は社外の講師に対してのみ。 社員を講師とした場合は、資料費、材料費は適用。 対象外例 ・練習等に使用した材料を使った製品等の販売

旅 費	展示会出展や商談会参加などの国内旅費(公共交通機関に限る)
	<p>注) <input type="checkbox"/> 展示会等の内容が確認できる案内および参加したことの証明(受付書、修了証等)の提出が必要。 <input type="checkbox"/> 対 象 ・乗車券、新幹線等特急料金、指定席料金等。 ・宿泊費(1名1泊当たり税込1万円上限、ただし宿泊が必要であると認められる場合) ・レンタカー借上料(商談会、展示会参加等、目的が明確な場合) <input type="checkbox"/> 対象外例 ・ガソリン代 ・新幹線グリーン車料金、航空機のビジネスクラスなど。 ・研修会、展示会、商談会の参加費(自らが出展する展示会費用は「広告宣伝費」にて対象とする)</p>
広告宣伝費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体を活用するために支払われる経費
	<p>【対象となる経費例】 チラシ作成費、パンフレット(会社概要等)作成費、ホームページ作成費および期間内のサイト運営費、展示会出展費用、チラシ等の新聞折込料、ポスティング費用、Web 広告費※1、注) ※1 Web 広告費に関してはクレジット支払でも対象。(月の掲載料のみ対象。) ※2 税込10万円未満のもの。(10万円以上のは「設備費」に該当) <input type="checkbox"/> 対象外例・・・切手、はがき等郵券代、ノベルティグッズ等換金や転売可能なもの。 <input type="checkbox"/> 添・・・チラシ等は広告物自体、誌面やホームページはコピー、看板等は設置状況の写真を添付。 <input type="checkbox"/> 添・・・広告掲載の契約書、掲載状況の画面のコピー。</p>
委託費	経理事務等の外部委託費
	<p>【対象となる経費例】 ・事業実施期間内に完了できる委託費 ・経営計画の実現に必要なもの(税理士、社会保険労務士等の委託料等、専門機関を活用した市場調査等) <input type="checkbox"/> 対象外例・・・決算、申告料、助成金申請費用、警備保障等。 <input type="checkbox"/> 添・・・委託契約書</p>
その他	その他、商工会議所会頭が必要と認める経費

4 募集期間・提出先

以下、期限まで申請書等を提出いただきます。

募集開始	募集締切
令和2年10月1日(木)	10月20日(火) 17:00 必着

●提出先・・・長井商工会議所

5 提出書類

(1) 申請書(締切:10月20日)

申請書様式は Windows 版 Word ファイルとなっております。

長井商工会議所ホームページよりダウンロードし、ファイルに入力の上、印刷し提出ください。

(<http://www.nagai-cci.or.jp/>)

(2) 直近2か年の確定申告書及び決算書(締切:10月20日)

必要に応じて、会社案内、借入明細表、試算表など事業所の内容がわかるものを添付してください。

(3) 交付決定後に提出が必要な書類(後日フォーマット等ご連絡いたします)

- ① 外部専門家等の指導助言のもと作成した経営計画・事業計画
- ② 事業実績報告書及び、領収書等の証拠書類、実績写真等
- ③ その他商工会議所会頭が必要と認める書類

6 審査方法

申請書をもとにした、複数名の審査委員による書類審査を行います。

7 採択の決定について

- ・審査会による採択結果については、10月下旬から11月上旬に書面にて通知します。
- ・採択結果は申請者に文書にて通知するとともに、担当外部専門家を指定します。

8 事業報告、補助金の支払について

令和3年3月15日までの間に「別紙5:事業報告書」と証憑(領収書等の写し)等の提出が必要となります。

(報告書は Windows 版 Word ファイル等での作成・印刷、データの提出が必須となります)

以上の報告内容を精査し、適正支出と認められた場合、指定口座に一括で補助金を振込みます。

補助金は、精算払い(後払い)となります。対象外経費があった場合など、交付決定金額を下回る場合があります。**(支払額の上限は交付決定金額です。)**

※補助金は、経理上、交付を受けた事業年度における「収益」として計上することになりますので法人税等の課税対象となります。(個人事業は売上収入の雑収入、法人は営業外収益に計上)

9 書類提出、お問い合わせ、相談先

長井商工会議所(TEL 0238-84-5394)